

# 資料編

## 3. 水質関係

### 資料3-1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	P C B	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2 ジクロロエタン	1,1 ジクロロエチレン
基準値	0.01 mg / l 以下	検出されないこと。	0.01 mg / l 以下	0.05 mg / l 以下	0.01 mg / l 以下	0.0005 mg / l 以下	検出されないこと。	検出されないこと。	0.02 mg / l 以下	0.002 mg / l 以下	0.004 mg / l 以下	0.02 mg / l 以下

項目	シス 1,2 ジクロロエチレン	1,1,1 トリクロロエタン	1,1,2 トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3 ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン
基準値	0.04mg / l 以下	1mg / l 以下	0.006 mg / l 以下	0.03mg / l 以下	0.01mg / l 以下	0.002 mg / l 以下	0.006 mg / l 以下	0.003 mg / l 以下	0.02mg / l 以下	0.01mg / l 以下	0.01mg / l 以下

項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素
基準値	10 mg / l 以下	0.8 mg / l 以下	1mg / l 以下

備考 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

### 資料3-2 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg / l 以下	25mg / l 以下	7.5mg / l 以上	50MPN / 100ml 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg / l 以下	25mg / l 以下	7.5mg / l 以上	1,000MPN / 100ml 以下
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg / l 以下	25mg / l 以下	5mg / l 以上	5,000MPN / 100ml 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg / l 以下	50mg / l 以下	5mg / l 以上	
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg / l 以下	100mg / l 以下	2mg / l 以上	
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg / l 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg / l 以上	

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水道 1 級：ろ過等による簡単な浄水操作を行うもの  
 “ 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 “ 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
 “ 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用  
 “ 3 級：コイ、フナ等、β 中腐水性水域の水産生物用  
 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 “ 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 “ 3 級：特殊の浄水操作を行うもの  
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度